

## 総務委員会記録

令和8年3月3日(火)  
15時15分～17時03分  
第1委員会室

- 【委員】 沖田委員長、柳楽副委員長、  
戸津川委員、岡本委員、佐々木委員、西田清久委員、川神委員
- 【紹介議員】 森谷議員
- 【参考人】 三島 淳寛 氏（請願者）
- 【執行部】 砂川副市長  
（総務部）山根総務部長、末岡総務課長、森脇防災安全課長
- 【事務局】 森井書記

---

### 【議題】

#### 1 請願審査

- (1) 請願第72号 市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について
- (2) 請願第73号 不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について

#### 2 請願審査（参考人招致）

- (1) 請願第73号 不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について
- (2) 請願第75号 専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について
- (3) 請願第76号 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について

#### 3 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 15 時 15 分 開議 ]

**○沖田委員長**

ただいまから総務委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。

はじめに、委員及び執行部にお願ひする。本日の会議の音声は、この部屋の中央にあるマイクで録音しているのので、発言の際はマイクに向かってはっきり話すようお願ひする。

まず、本日の委員会の流れについて確認しておく。最初の議題1については、執行部に対して、請願内容に関して確認させてもらう議題である。執行部は、議題1終了後に、退席してもらって構わない。

そして、議題2は参考人招致として、請願者から意見を聴くこととしている。よろしくお願ひする。

それでは、レジュメに沿って進める。

**1 請願審査**

**○沖田委員長**

このたびの3月定例会議においては、総務委員会には、請願10件が付託されている。そのうち、本日議題に挙げている請願2件については、あらかじめその内容についての認識をより深めるため、明日の委員会に先立ち、本日、委員会を開催して、執行部に対して現状の確認等を行うこととなったので、よろしくお願ひする。

**(1) 請願第72号 市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について**

**○沖田委員長**

執行部から補足説明があるか。

**○総務部長**

冒頭のところで、今回の判断について根拠になっている浜田市不当要求行為等防止対策要綱について、少し簡単になるが説明する。

要綱の目的としては、不当要求行為等に対し組織的に取り組むために必要な事項を定めることにより、事務事業の円滑かつ適正な執行及び職員の安全を確保することである。こちらの要綱は、法律や条例ということではないので、そもそもの警告という行為そのものは行政処分には当たらないものである。言葉を分かりやすく言うと、不当要求行為に当たる行為を行わないでほしいというお願ひベースの警告である。

**○沖田委員長**

それでは、委員から参考のため、執行部に確認しておきたいことについて、どなたからでも結構なのでよろしくお願ひする。質疑はないか。

### ○佐々木委員

まず請願の趣旨のところ、市役所が市民に対して弁護士を通じて接触禁止を通知したと書かれているが、これは正当な権利行使を萎縮させる極めて重大な行為だというように書いてある。弁護士から接触禁止を通知され、先ほど少しあったが強制力は発生しないようだが、後に法的措置ということに流れた場合に、それなりに影響するような、この接触禁止というのはそういう捉え方で良いのだろうか。

### ○防災安全課長

弁護士に委託したことについては、個々の職員が個別に対応することにより、説明の齟齬や業務負担の増大を避け、組織として一貫した法的整理のもとで対応することが適当であるという判断から弁護士に依頼したものだ。これは、市民との一切の接触を禁止する趣旨のものではなく、法的観点から整理された形で対応を行うための措置である。市としては、市民の意見を聴く姿勢を尊重しつつも、事務事業の円滑かつ適正な執行及び職員の安全確保という要綱の目的に基づき、制度の枠組みの中でお願いをしたものである。

### ○佐々木委員

必ずしもそういう会えないというような措置ではないということで、ここに至った経緯について、市側がそうせざるを得なかった理由を簡単に教えてほしい。

### ○防災安全課長

本件は特定の市民への対応であり、個人の行為内容、健康状態、職員の対応状況など、個人情報及び職務上の内部情報を含むため、具体的な事実関係の詳細については答弁を控えさせてもらう。

その上で説明すると、本件では、当該要綱第9条第2項の報告書が不当要求行為等防止対策委員会に提出された。そこで、委員会が招集された。この委員会は、要綱第6条に基づき、副市長を委員長として部長級職員で構成されており、慎重を期すため、要綱第8条第3項に基づいて弁護士2名に加わってもらった。

委員会で検討した結果、市民が職員に対して、要綱第2条第2号に該当する「長時間にわたる一方的な面会又は電話による対応その他これに類する対応を強要した行為」及び同条第4号に該当する「事務事業に関する市の方針が決定した後に、当該事務事業に関し、特段の事情の変更がないにもかかわらず、特定職員に対して、自己の意見を殊更に繰り返して主張し、当該事務事業の内容についての意見、見解等に対する回答その他の対応を執拗に強要した行為」に該当すると整理された。

これを受けて要綱に基づき、今後同様の行為を控えるようお願いする警告文書を送付したものである。

### ○佐々木委員

今の話は少し請願第73号にも関わると思うが、請願者は、そういった文書は存在しない、強要があったという事実を示す記録も存在しないということで、裏付けるものがないと主張されている。これは、不当要求行為に遭った職員からの申出によって判断されたという解釈になるか。それとも、そういった文書はもともと存在し

ていたのか。

**○防災安全課長**

情報公開請求における「不存在」とは、該当請求の対象として特定された形式の文書が作成・保存されていないという意味であり、判断根拠がないという趣旨ではない。本件の該当性判断は、要綱に基づく手続の中で提示された関係資料等を総合的に整理し、委員会において協議の上で行ったものだ。

本制度は、特定の 1 枚の認定根拠文書によって結論を導くものではなく、複数の趣旨を踏まえた総合評価によって判断をしている。個別具体的な資料内容や確認結果については個人情報なので言えないが、情報公開制度上の文書不存在をもって当該性判断の根拠がないという指摘は当たらないと考えている。

**○佐々木委員**

委員会の審査に資料が複数出されたということで、内容は言えないということだが、例えばどういう資料が出されたのか、内容でなくても良いがそれも駄目か。

**○防災安全課長**

長時間にわたり一方的な面会又は電話による対応を強要した行為ということが認められるような記録の文書である。

また、第 4 号に該当する事務事業に関する該当性が判断できるような文書である。

**○佐々木委員**

請願第 73 号の請願書には、審査に値する資料が存在しないという指摘があるが、そういったことではなく、審査に値する資料があって、その資料の出先はどこなのだろうか。執行部で記録として残されたのか、それとも今回要求された職員が出されたものなのか、出先はどこか。

**○防災安全課長**

要綱第 9 条第 2 項の報告書が提出され、その所属から資料が提出されている。

**○佐々木委員**

報告書というのは、実際にやり取りをした職員が、こういう経過でやり取りした、時間はどれぐらいだった、というようなものか。

**○防災安全課長**

まず、報告書というのは、不当要求行為等に当たると思われるという報告があり、それを受けて委員会を開催することを決定した後に資料が提出されたということになっている。

**○佐々木委員**

不当要求行為に当たるといふ審査に値するような書類が出されて、その後に、その理由について資料が出されたということか。

**○防災安全課長**

そのとおりである。

**○佐々木委員**

その資料というのは、タイトルも含めて内容は言えないということか。

**○総務部長**

提出のあった文書のタイトルは、不当要求行為等発生報告者からの意見ということで、どういったことがあったかをまとめたものが委員会に提出されたということである。

**○佐々木委員**

報告者からの意見が出された資料ということで、それは、公文書開示請求で請願者には開示できるものではないということか。

**○総務部長**

公文書開示請求が特定の者に開示されたかどうかの言及は避けるが、公文書の開示請求に対しては開示される内容である。部分的に個人情報が含まれるところは黒塗りになる形になる。

**○佐々木委員**

資料は開示請求されて、黒塗りのところがあるのかもしれないが、一応本人には示されたということで良いか。

**○防災安全課長**

そのとおりである。

**○沖田委員長**

その他委員から質疑があるか。

( 紹介議員 ( 森谷議員 ) から発言の申し出あり )

委員に諮る。紹介議員から発言の申し出があったが、これを許可するかどうか。

( 「よし」という声あり )

それでは発言を許可する。

**○紹介議員 ( 森谷議員 )**

簡潔に短く質問するのでお願いします。

まず請願第 72 号のところだが、先ほど「お願いベースで」と言われた。お願いベースのものが、弁護士を通して「警告書」で、かつ、近づいたら法的手段をとることもあるというのが「お願いベース」レベルだとは思えない。

それから、6か月間、ある市民が近付かなかつたら報酬を払うという、成功報酬の規定であるが、なぜそういう「お願いベース」の上に、そこまでの成功報酬になるのかが一つ疑問である。

そもそも論だが、なぜこうなったかという、スポーツ振興課長が、別の課からスポーツ振興課に来られたからだ。だからスポーツのことは過去何も知らないわけである。それで、私が質問しても、市民が質問しても「過去にもう十分、説明を尽くした」と言われるのである。説明していないにもかかわらずこうである。

そして市民が「説明を受けていないから、誰にいつ説明を受けたのか教えてほしい」と言ったら、「誰か名前は言えない。」と言われる。それで市民が「教えてくれ、僕説明を受けてない」と言って繰り返し言っているのが、それが繰り返しになっているのである。だからそれは全然違うと思う。

10 時間、20 時間と業務が滞るぐらいの時間を使うのであれば、説明すれば良いのである。それで済むことだ。なぜ説明しないで、「もう受け付けない」と言って何倍も時間をかけるのか分からない。そういうところから出発していることだけを、皆も認識してほしい。本当に、どこかの議員が暴れるみたいなことじゃないわけである。本当に紳士的に言っている。当該市民は農業でも浜田市に貢献し、お魚市場でも貢献して、また貢献しようとしているのに、市の意向に沿わないかもしれないからそのようになっている。

**○沖田委員長**

その他委員から質疑等あるか。

( 「なし」という声あり )

ないようであれば、次の議題に入る。

**(2) 請願第 73 号 不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について**

**○沖田委員長**

執行部から補足説明はあるか。

**○総務部長**

ない。

**○沖田委員長**

委員から参考のため、執行部に確認したいことについて、どなたからでも結構なのでよろしく願います。

**○防災安全課長**

最初に言うておくが、請願趣旨において「要求行為の認定」と表現が用いられているが、要綱に基づく判断は、行為の様態が要綱の基準に該当するということを整理したものであり、行政処分としての法的効果を生じさせる意味での「認定」を行ったものではない。

**○沖田委員長**

委員から質疑等、確認しておきたいことはないか。

**○川神委員**

令和 7 年 6 月 5 日の電話のやり取りで、請願者の言い分で 40 分ぐらいの通話があった後に、想像ではあるが不当要求行為の処分に至っているようだが、そういう流れだろうか。

**○防災安全課長**

本件は個人情報に配慮するため一部言えないことがあるが、不当要求行為等の該当性の判断は、特定の一つの資料のみによって行われるものではなく、所属から提示された報告書、対応状況の記録、関係職員からの報告内容と、複数の資料を踏まえて、副市長を委員長とする不当要求行為等防止対策委員会において協議をし、必

要に応じて法律専門家の助言を受けて総合的に判断される仕組みとなっている。

個別の資料の内容や確認方法の詳細については、個別事案に関わる情報であり言えないが、制度上は確認すべき資料を総合的に検討した上で判断を行ったということになっている。

#### ○佐々木委員

請願書の文面を見ると、この6月5日の電話のやり取りがきっかけになったというニュアンスに取れるが、必ずしもそうではなく、それまでの様々な不当要求行為として認定せざるを得ないことがあったということか。言えないかもしれないが、複数そのようなことがあったということか。

#### ○防災安全課長

一般論で言うとそういうことである。

#### ○川神委員

長時間の対応を強要されたとあるが、通常、長時間対応というのは、どういうレベルなのだろうか。この請願書の中身を見たときには、紳士的に話をした中で時間が経ったけれども、強要したという感じではないようにも受け取れる。長時間電話が不当要求行為に該当するレベルというのは、どのようなレベルだったのか言えるか。

#### ○防災安全課長

個別具体のどれぐらいの時間ということとは言えないが、業務の性質その他の事情に照らして社会通念上、許容される範囲を超えたものとして、この委員会で判断したということである。

#### ○川神委員

単に長電話だけではなかったということで良いか。

#### ○防災安全課長

要綱にあるとおり、殊更に意見を求めるというようなことが繰り返されたことと、長電話であったことを合わせて該当性を判断したものである。

#### ○川神委員

詳しい中身が分からないので何とも言えないところだが、おそらく請願者の思いと、受け取った側の感覚に大きなずれがあったのだろうと思う。

我々が一般論で考えたときに、不当要求行為というのはかなり重たい事案で、社会的に問題があるようなイメージである。それが今のやり取りぐらいのことで、そこまでの不当要求行為に該当するということになるのは、委員会の中でどのような議論が行われて最終的にそういう判断になったのか、少し理解し難いところもある。

今現在は、執行部が適切な手続をしながら判断をしたということで、それを否定するものでもないし、また請願者のある意味で純粋に色々なことを思っているという気持ちを考えると、その間の溝をどう埋めるのかと困惑している。

( 紹介議員 (森谷議員) から発言の申し出あり )

#### ○沖田委員長

一言どうぞ

**○紹介議員（森谷議員）**

説明をしてもらっていないので「説明してほしい」という流れになっているのである。1回説明してくれたら終わる話である。

**○防災安全課長**

先ほどの弁護士の話もそうだが、その説明をすることと納得されるということは、なかなか一致していないのではないかと感じている。

**○戸津川委員**

不当要求行為等防止対策委員会が要綱で位置付けられているが、この案件に関して何回か開催されたのか。

**○防災安全課長**

一般論で言うと、少なくとも2回は開催しないと結論が出せない。

**○柳楽副委員長**

進行を交代する。

**○沖田委員長**

そもそも論になるが、不当要求行為の要綱がある中で、例えば金品を要求するといった極端な話ではなく、ある市民が事案に全く納得できないというケースがあったとする。例えば、大規模発電所が建設されることに全く納得がいかないが、民間企業が粛々と進めているため、行政として相手が納得するような回答を得られない場合がある。それに対して「おかしいだろう」と主張することは、不当要求に当たるのかどうか、その点が気になったので教えてほしい。

**○防災安全課長**

主張される内容について、その可否を決めるものではない。そうした要求や要望が行われるやり方について、社会通念上許容される範囲を超えているのではないかという点から、該当性を判断したものである。

**○沖田委員長**

例えば、特定の市民から毎日何時間も電話がかかってくる、窓口で話を聞いてほしいと求められたりする場合、行政側からすればそれを「対応」と捉えるか、「拘束」と捉えるか解釈が分かれると思う。この要綱に沿って言うと、どの程度が不当要求になり、どの程度までが許容範囲になるのか。

**○防災安全課長**

言われるとおり、社会通念上の判断というものは人それぞれ感覚が異なると思う。そのため、この委員会においては、副市長を委員長とし、部長級の職員の多数をもって、さらに弁護士にも入ってもらい、常識的なところで判断したところである。

**○沖田委員長**

もう1点確認したい。例えば電話対応で30分、窓口で1時間といった場合でも、通常の口調で話すのと、高圧的な態度や大声を出すのとでは、要求の度合いやハラメントに関わる問題になってくると思う。過去この請願者において、どう喝や声

を荒らげるような言動が見受けられたのかどうか。

**○防災安全課長**

一般論ではあるが、要綱にあるように、暴力行為や脅迫行為があった場合は、要綱第2条第1号などの他の項目に該当するという判断をしたと考えている。

**○沖田委員長**

進行を戻す。

その他、委員から質疑はないか。

**○西田清久委員**

この請願理由の終わりの方であるが、このことについて専門性の高い弁護士に相談したところ、普通ならいつ・誰に対してどのような不当要求があったのか、具体的事実をきちんと記録して該当性審査を行うものであるが、文書が不存在であるとのことである。弁護士に相談してこのような見解があったことに対して、何か意見はあるか。

**○防災安全課長**

社会通念上許容される範囲ということで、そうした判断がある場合もあると考える。

**○総務部長**

先ほどの質問についてだが、今回の判断に当たっては、意見の内容についてではなく、回数や当時の状況、対応などを中心に判断している。確かに請願の中には弁護士の見解が書かれているが、審査委員会の中においても、我々の判断や進め方に不十分な点があってはならないため、それを防ぐ意味でも弁護士に入ってもらい、足りない部分がないかを確認しながら進めたところである。

**○川神委員**

委員会の中で様々な話をされると思うが、副市長や部長クラスの解釈に齟齬がないようにするに当たり、基本的にはまず部長クラスが協議して方向性を示し、それに対して弁護士がフォローする形なのか。それとも、弁護士から何らかの示唆があり、それに対して議論をして一つの考えに至ったのか。その進め方について教えてほしい。

**○防災安全課長**

進め方については、弁護士に同席してもらい、会議を開催したということである。

**○川神委員**

つまり、部長等から様々な話があり、それに対して弁護士が事例を踏まえたコメントや示唆を行い、それを基に議論を進めて一つの考えに行き着いたのか。やり取りの中身はともかく、進め方について聞かせてほしい。

**○総務部長**

この委員会が弁護士主導で進んだということではない。あくまで副市長をトップとした部長級の職員の中で、報告書や意見書等を見ながら該当するかどうかを判断する協議を進める中で、足りない部分があれば弁護士から助言をもらい、逆にこち

らから意見を求めることもあった。弁護士が指導したということはない。

**○佐々木委員**

先ほどの答弁の中で、長電話や意見を求める声があったということや、そうした要望等に対応するための内部的な調査などにもかなりの時間を取らざるを得なかったという話があったのか。

**○防災安全課長**

本件に絡む問合せや対応ということもあるが、こうした委員会を開くことになる  
と相当の時間を要しており、業務の執行上に支障が生じたと考えている。

**○佐々木委員**

内部的に寄せられた要望や要求に対して答えを出すために、様々な内部調査等を行  
ったのかどうかという視点で聞いている。

**○防災安全課長**

一般論で言うと、やはり電話対応の時間だけでなく、聞いたことに答えるために  
持ち帰って調査をしたり、答えるための書類を作成したりする時間も必要になるた  
め、相当な業務時間が必要になったと聞いている。

**○佐々木委員**

それが半年や1年、2年と長い間、そうした作業が続いたということか。

**○副市長**

これは不当要求行為の会議の中でのことではなく、委員の皆知っていると思う  
が、昨年の7月1日の総務文教委員会で陳情審査のときに、スポーツ振興課長が、  
令和5年12月から令和6年5月までの間に、情報公開請求が10件以上1,000ペー  
ジ以上あり、また40件以上約15時間に及ぶ担当課の対応時間があったということ、  
それに加えて、6月以降からは、陳情者から非常に多くの質問や問合せがあり、1か  
月の電話・来庁の対応について担当課が把握しているだけでも30回以上、13時間以  
上になる問合せ等の対応をして、職員にとって大きな負担が生じている現状につ  
いて理解してほしいと、委員会で発言している。これにおいてもかなりの対応をして  
いる。

加えてそのとき私も、職員からそういう話を聞いていたので、6月には、勤務日が  
21日で1日8時間働いて168時間の勤務のうち13時間以上の対応をしているという  
ことで、職員を預かる立場としてもそのことを問題視しているというようなことを  
委員会でも申し上げた。これは審査会の中とは別だが、そういうこともあったとい  
うことを公の場で担当課長は申し上げている。

**○佐々木委員**

最初の方にもあったが。今回の不当要求行為に対する警告は、法的な強制力は特  
になく、「こういう行為をしないでほしい」という通知を本人にしたというレベル  
と考えて良いのか。

**○防災安全課長**

「警告書」というタイトルになっているが、中身としては「こういう行為をしな

いでほしい」というお願いをする内容になっている。

**○沖田委員長**

次があるので、この辺で終えたいと思う。

それでは、執行部はここで退席して構わない。

( 執行部退席 )

この際、暫時休憩する。

[ 15 時 56 分 休憩 ]

[ 16 時 03 分 再開 ]

**2 請願審査 (参考人招致)**

**○沖田委員長**

休憩前に引き続き会議を再開する。

本日は審査の参考のために、請願者である三島氏に参考人として来てもらっている。三島氏におかれては、忙しい中対応してもらい感謝する。

該当する請願は3件あるので、順次意見を伺っていく。

まず参考人から補足説明を5分程度してもらい、その後、委員から質疑を行う。なお、参考人から参考資料の提出を受けているので、確認されたい。

- (1) 請願第73号 不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について**

**○沖田委員長**

まず請願者から請願に関する補足説明をお願いします。

**○参考人 (三島氏)**

本日は忙しいところ、こういう機会をもらい感謝する。座って話させてもらう。

まず請願第73号について、不当要求行為の認定が浜田市において行われている。先ほど資料で送ったものを参照されたい。資料の①から④は公文書の不開示決定通知書である。不当要求認定を受けた市民が、どういう事実確認が行われたのかを確認するために、浜田市に対してこの4件の開示請求を行ったところ、それぞれ「文書不存在」ということで、客観的な事実を確認できる状態にないということが起こっている。

請願書にも書いているとおり、不当要求行為の認定は、浜田市が行うことができるが、市民に対して社会的な評価を落とす可能性のある認定なので、慎重に行うべきだし、後から本人、議会、監査、あるいは訴訟に発展した場合にも説明ができるように、きちんと客観的な事実に基づいて認定を行う必要があると思う。記録がないのに該当性審査を行って認定したというのはあり得ないと思う。

テーブルに事実を載せずに、不当な要求があった、強要があったという「発生報

告者からの意見」というものに基づいて認定をしている。「対応記録」というものも、具体的な内容が一つも記録されていない。市民は、記録にある多くの電話の場合は通話を録音しているので、客観的に反論はできるわけだが、市側が認定している以上、市側にそれを立証する責任がある。

認定を受けた者が説明を求めた場合、きちんと事実を示さなければいけないにもかかわらず、弁護士は「説明する必要はない」と言って説明しなかった。市民は、実際にどういう行為が不当な要求と認定されたのかも知ることができていない。

認定をすること自体が目的になっている可能性もある。また、「対応記録」というファイルも、認定を行った後は入力できない状態になっており、認定をするためだけにつくった共有ファイルということになっている。

こうした事実があるので、客観的事実と証拠に基づいて不当要求の認定は行われるべきではないかと思い、事実確認や問題がある場合は執行部に対して是正を求めるように検討してもらえないかというお願いである。

### ○沖田委員長

それでは、委員から確認しておきたいこと、質疑等があったらお願いします。

### ○佐々木委員

請願書を何度も読みこんだが理解できないところもあるので、何をもって不当要求行為に至ったのかというところを執行部に問うたところ、申入れをした職員が「報告書」というものを資料とともに出したということだった。そういった報告書や資料が審査会の中でやり取りされたということであったが、そのことは知っているか。

### ○参考人（三島氏）

認定を受けた市民は、不当要求行為等防止対策委員会の会議の資料や記録を開示請求して見ている。そこには具体的な発言や要求が載っていない。「発生報告者からの意見」という文書が唯一具体的な内容が書かれていたが、そこに書かれていることも事実ではない。

具体的に、令和7年6月5日の40分間の電話を強要されたと書いてあるが、その会話は市民と職員がお互いに録音をスタートした後に始めている。職員から45分までにしてほしいという申入れがあり、市民は「ありがとうございます。お願いします」と言って話を続けている。それを全部録音に入っている。その録音データは市の職員も持っているはずである。

その録音データの内容を確認すれば、強要がないことは分かるので確認してほしいということを市長直行便などで出しているが、市長公室長は「市長直行便として扱わない」と回答し、録音データの内容も確認していないとのことだった。その理由は、弁護士に対応を委任した件だからということで、弁護士に言えということである。

しかし、市民の権利を制限する決定をしているわけで、不当要求があったと市が認定しているのであるから、そこはきちんと説明をしなければいけないと思う。

## ○佐々木委員

令和7年6月5日の電話のやり取りが、不当要求行為の基になったということだろうか。先ほど執行部からは、それもあるが、それまでの他の電話や面談、要望に応えるための調査時間など様々なことが原因であるとの答えだったがどうか。

## ○参考人（三島氏）

不当要求の認定は、一つの事象をもって行われたわけではないと考えている。その根拠の一つが先ほどの発生報告者からの意見という文書であり、もう一つが「対応記録」という文書である。何月何日の何時何分から何時何分まで、分刻みでどここの課に何を問い合わせたかという記録である。

しかし、その問い合わせの内容は様々であり、スケート場に関することやまちづくり条例に関することなどであった。市民はその2点だけを話しているわけではなく、内容が入り乱れたりしながら、様々な相談や質問を各担当課の所管事務について行っている。したがって、同じ質問を全ての課に行くわけではない。例えば、スケート場に関することをまちづくり社会教育課に聞いても分からないし、市長公室長に聞いても分からないため、総務課にも質問しない。

それぞれの課に対して、例えばまちづくりに関する質問や相談をしたのは、ある課がこのような対応を行っているが、まちづくり推進条例の何条に照らし合わせたときに妥当な対応と言えるのかといった内容である。それに対して、条例に照らした場合は適切な対応とは言えないという回答をいただいたこともあり、それらも録音しているが、市民が何かを強要したという事実はないと考えている。

報告者の意見や報告書、あるいは警告書にも「強要した」と書かれているが、強要という言葉は非常にきつい言葉である。刑法にも強要罪という罪名があるように、義務のないことを無理やり行わせるという意味合いを持つ非常に強い言葉である。したがって、市民に対して「強要した」と表現するのであれば、やはりその事実を併せて示さなければならないと思う。

また、様々な課に対して問い合わせをした。市民が一定期間内に多くの時間を割いて問い合わせをしたことは事実である。ただ、それは主にまちづくり推進条例についてであり、質問に答えない、意見を聞かない、電話を切っても良いという対応を担当課が行った場合、それはまちづくりにおける協働の手段を自ら放棄しているのではないかと感じたためである。そのようなことは認められないのではないかとということであり、市民にとって受け入れがたい。例えば市をよくするための提案を考えるにしても、情報が必要になる。だからこそ、各担当課や市が持っている情報を提供してほしいと求めている。これには情報公開請求も含まれるし、公開請求をしなくても問い合わせに対して担当課が答えてくれることもある。そのようにして、これまでも多くの必要な情報を提供していただいた。

しかし、担当課や教育委員会、教育長が言うには、これまで多くの時間を割いて対応してきた、十分に説明し情報も提供した、だからある時期を境にこれ以上の対応はしないと決めたという理屈である。果たしてそれで協働ができるのかという疑

間が残る。

結局、市長直行便に対する回答として、今後は個別の求めに応じないという連絡があった。議会と話し合っただけでスケート場についての方向性を決めていくため、今後は何々氏の個別の求めには応じないので理解してほしいという回答を、市長直行便を通じていただいた。しかし、市民が市長直行便に書いた問いに対する直接の回答はなかった。久保田市長からそのような返事が来た理由を調べたところ、担当課の職員が回答を起案していたことが分かった。その理由は、〇〇氏からはこれまで多くの開示請求や質問があり、それに対応することで通常業務に支障が出ていると考えていたためであった。

したがって、本当の理由は「議会と話し合っただけで方向性を決めるから」ではなく、「業務に支障が出ているため、これ以上対応しなくて済むようにしてほしい」ということだと考えている。しかし、それならば「業務に支障が出ているため対応しない」とはっきり言えば良いのであって、違う理由を述べるべきではないと思う。また、議会と話し合っただけで方向性を決めていくことと、市民に対応するかどうか、市民に説明をするかどうかは別の問題であると考えており、そのことは担当課長と話す際にも何度も伝えた。

そうしたやり取りが、「自分の意見を執拗に主張してくる」と書かれた理由なのかもしれない。

### ○沖田委員長

ほかに質疑はないか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので、次に移る。

## (2) 請願第 75 号 専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について

### ○沖田委員長

請願者から請願に関する補足説明をお願いします。

### ○参考人（三島氏）

浜田市はこれまでも、また今後においても、判断材料を得るために外部の専門家へ何らかの報告書作成を委託することがあると考える。市は「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務」を三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託している。これは、人的要因や技術的な要因など様々な理由から市が自ら行うことのできない分析や調査を、専門家として公正中立の立場で行ってもらうために外部へ委託するものである。したがって、基本的には当然、中立・公正な立場で業務が行われるべきであり、そのために事業予算を支出するということが大前提であると考えている。

であるならば、市は同社に対して市の保有する情報を提供する。コンサルタント側は調査分析のために、独自に行う調査や自社データも活用するが、浜田市に關す

る主たる情報は市が提供するものである。その上で、調査検討業務の報告書が作成され市へ提出されるが、最終的な報告書の前に中間報告書などが何度か提出され、市職員と協議が行われている。協議すること自体は差し支えないと考えている。

しかし、報告書を作成する過程において、調査や検討、分析、評価といった部分は専門家であるコンサルタントが行うべき領域であり、市が自らできないからこそ依頼しているのである。それにもかかわらず、コンサルタントが作成した評価や分析の内容に対して、市が書き換えを指示したり、特定の記述を付け加えたりすることはあってはならない。もしそのようなことを行えば、市職員や市長の意向を反映した報告書を作成するために予算を使ったことになり、事業目的・予算の使い方を逸脱してしまう。争いになった場合には違法と判断される可能性すらあり、決して行われてはならないと思っている。

したがって、公正・中立な立場でコンサルタントに委託したのであれば、市はあくまで情報提供にとどめるべきである。内容のチェックを行うとしても、誤字脱字の確認や、提供データと照らし合わせた際の数字の誤り、あるいは事実関係の誤認に対する指摘程度にとどめるべきだ。コンサルタントが作成したものに対して、特定の箇所を省くよう指示したり、表現を加えるよう求めたりすべきではない。

現在示されている資料にもあるとおり、内外のニーズが高いことを示すために特定の表現を入れるよう要求したり、また、開示請求によって明らかになった11月21日付けのメールでは、報告書案の56ページに対して「苦渋の選択ではなく、客観的な判断による適切な選択による機能転用であるという思いである」と市職員が書き送っている。本来であれば、市は判断材料として報告書を受け取ってから検討し、自ら結論を出すべきであるのに、判断材料を作成中の相手に対し、市の結論を伝えてしまっているのである。

もし市がこうした業務を委託せずとも自ら判断できるのであれば、そもそもこの委託費用は不要である。専門家に依頼して事業を行っている以上、専門家はプロの立場として、データや調査に基づき、明確な根拠を持って報告書を作成しなければならない。報告書の作成段階で市が業者に結論を誘導したり、評価や分析の内容に介入したりする事実があるのであれば、それは直ちに是正を求めるべきである。報告書の独立性を確保し、今後そのような介入が生じないようにしていただきたいということが願意である。

### ○沖田委員長

このことについて委員から何か質疑等ないか。

### ○佐々木委員

市がコンサルタントに対して、記述の追加や表現の変更をお願いし、それが成果物に反映されたことを示す記録が確認されているとあるが、これはどのように確認されたのだろうか。

### ○参考人（三島氏）

資料のどの辺りか。

### ○佐々木委員

請願書 2 枚目にある「要請に応じて成果品の修正を行ったことを示す記録」という部分についてである。

### ○参考人（三島氏）

先ほど申したとおり、コンサルタントは何月何日バージョンといった形で何度も報告書を作り直し、市へ複数回提出している。その際、修正指摘事項として、市の職員が報告書の該当ページを指定して修正を指示している。

もちろん誤字脱字の指摘もあるが、中には特定の表現の追加や記述の変更を求めるものも含まれている。例えば、コンサルタントは市が過去に行ったスケート場利用者に対するアンケート調査の評価として、「毎年来ている」「カーリングにとって非常に貴重な施設だから残してほしい」といった自由記述の意見を丸々1ページ掲載していた。しかし、市の職員は「利用者に対するアンケートであるため、存続を希望する意見が出るのは当然である。したがって、そのページを載せることが妥当かどうか検討せよ」と指示を行い、結果としてコンサルタントはその部分を丸々削除している。

記録が確認されているというのは、こうした報告書の複数のバージョンを比較して変更点を確認したり、その間に市の職員が行った指示やメールの記載内容を照らし合わせたりすることで、市からの指示によって修正が行われた経緯が把握できるという意味である。これらについては、先ほどの不当要求行為等防止対策委員会の資料も含めて、後ほど提出する。

### ○佐々木委員

仕様書の中である程度、市と協議をしながら作成していくことはあると思うが、度を越えた、市側の思いが反映されてしまったということか。

### ○参考人（三島氏）

そうである。仕様書には「市の意向をよく理解して」とあるが、市が持っている結論に合致するような報告書を作るといったことをしてはいけないと思う。

### ○柳楽副委員長

進行を交代する。

### ○沖田委員長

私から 1 点確認する。今日提出いただいた準備書面は、裁判における原告の主張と市側の主張の二つがあり、これは請願第 75 号及び第 76 号に関連するものという認識で良いか。

### ○参考人（三島氏）

その認識で間違いない。先般の定例会議の一般質問において、スケート場に関する質問がなされた際、執行部は係争中の案件であることを理由に回答を差し控えるということがあった。もちろん、訴訟の核心部分や市としての認識など、まだ法廷で述べていないことを発表させることには問題があるかもしれない。しかし、議員が求めていたのはあくまで事実の説明であり、その事実についてすら説明しないと

いう姿勢は、市民の代表である議会を軽視しているのではないかという印象を受けた。

そのため、今回は原告が所持している訴訟資料を提出した。当然ながら原告と被告の双方が所持しているものであり、現段階で双方がどのような主張をしているかを示す「準備書面」の主張部分のみである。証拠資料は添付していないが、そこに書かれている内容はすでに公の場で発表されていることであるため、市の参考になるのではないかと考えて提出した次第である。

#### ○沖田委員長

進行を戻す。その他質疑等ないか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので次に移る。

### (3) 請願第 76 号 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について

#### ○沖田委員長

請願者から説明をお願いします。

#### ○参考人（三島氏）

これも同じく、「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務」として三菱UFJリサーチ&コンサルティングに委託した事業の検査について申し上げる。

そもそも検査というものは、委託先から契約上の成果物、例えば工事であれば建物の引き渡しなど、今回の調査検討業務であれば報告書が成果物として示された後にのみ行うことができるものである。これは業務仕様書に明記されている事実であり、地方自治法及び浜田市の契約規則においても、給付の完了を受けた後にしか検査はできないと定められている。すなわち、給付完了の通知があつて初めて検査が可能となるのである。

しかし、資料として添付している請願第 76 号の記録には、11 月 28 日に検査を行ったと記載されている。11 月 28 日の時点では、市は納品書や給付完了の書類すら受け取っていない。市は当初、契約上の納品期日である 12 月 8 日に納品書を受け取り、納品があつたとして、「検査の結果、問題なく合格とする」旨の起案を 12 月 8 日付で作成し、納品書を添付して契約管理課へ回している。これにより、12 月 8 日に納品があり、検査も完了して問題ないという文書が作成されたことになっている。

しかし、コンサルタントと市職員とのメールのやり取りを確認すると、12 月 14 日になつても成果品が届いていないため、市職員が成果品を発送したかどうかをメールで問い合わせている。業務仕様書に定められた成果品とは、報告書の紙媒体 2 部、概要版の紙媒体 2 部、そして CD-R 一式の 3 点である。これらが納品されて初めて給付完了となり、検査を行わなければならない。しかし、12 月 14 日の時点でコンサルタントは「本日発送予定」と返信しているため、12 月 8 日の時点では確実に受領

していないのである。

契約上、成果物を受領していないにもかかわらず、検査を行うことは法律上も市の契約規則上も不可能である。それにもかかわらず、「既に検査を行った」とされている。森谷議員の一般質問や12月の裁判においても、市は「11月28日や12月6日にデータを受領し、それを検査した」と説明している。しかし、それは単なる内容のチェックであって、法令や契約規則上の検査ではない。検査とは当然ながら、相手方から「求められたものを納め、給付が完了した」という申し出があって初めて行えるものである。

給付完了の申し出や成果物を受け取っていないにもかかわらず、「検査を行い合格とされますか」という起案書を作成し、契約管理課もそれを了として支出命令書が作られ、公金が支出されている。メールの記録から12月8日時点では納品されていない疑いが強かったため、実際の成果品の受領日を確認すべく開示請求を行った。紙媒体の文書は印刷などで対応できるが、CD-Rの中身はデータであるため確認を求めたところ、担当課長が市のパソコンでデータを見せてくれた。その際、ファイルの作成日、プロパティを確認すると、報告書は12月13日、概要版は12月14日であった。つまり、CD-Rを12月8日に納品することは物理的に不可能だったのである。

この事実を確認できたのは令和7年の8月21日であった。そして、市はこの日になって、納品書の受領日を書き換えている。これは極めて重大な問題である。実際には検査を行っていないにもかかわらず、検査を行ったと偽って支出につなげていたのである。本来の納期が12月8日であり、実際の受け取りが15日頃であれば、明らかな納期遅延である。契約書に定められた遅延損害金を差し引いて支払うべきであり、今からでも損害賠償として市が請求すべき債権が発生している可能性がある。しかし、市はそのような検討や検証を一切行っていない。

それどころか、市は契約管理課や会計課にこの事実を共有していなかった。この起案について教育委員会や総務課の職員に尋ねたところ、「確かに言われるとおりであり、共有すべきだった」と述べていた。契約管理課長や総務課法令文書係も、「成果物の給付を受けてから検査しなければならない」と回答している。市の職員も、法令に照らせば成果物を受領せずに検査できないことは理解しているはずだが、現状のままやり過ごそうとしているのである。

さらに、浜田市の契約規則では、検査を行った場合には調書や復命書、検収調書といった文書を作成し、市長に提出しなければならないと細かく定められている。しかし、それらが作成された記録がなく、開示請求を行っても開示されない。すべてにおいてコンプライアンスに違反し、ルール通りに行われていないのである。

仮にルールに沿って適正に処理されていれば、このような事態は起こり得ない。受け取っていないものを受け取ったと処理することはできず、「納品があり、検査の結果問題ない」と記載した時点で、誰が、いつ、どこで、何と何を照らし合わせてチェックしたのかを説明できなければならない。森谷議員の一般質問に対しても、

市は「係争中の案件である」として答弁を拒否したが、市が行った業務については、後から客観的に説明できるよう公文書を作成し、保存しておく義務がある。

国の基準に準じた公文書管理条例の作成について、総務課はこれまで「問題が起こっていないため必要ない」と議会でも答弁してきた。しかし、現にこうした問題が次々と明らかになっている以上、再発を防ぐためにもルールを遵守し、作成すべき文書を適正に作成・保存する体制を整える必要があると考える。

**○沖田委員長**

この請願について、委員から何か質問等あるか。

**○佐々木委員**

請願書に書かれている日付についてだが、まず12月8日に、成果物ではないものが送られてきたのだろうか。

**○参考人（三島氏）**

本当は何も送られてきていない。

**○佐々木委員**

市の文書で、受領印が12月8日付けになっていたということか。

**○参考人（三島氏）**

そのとおりである。資料として当初の納品書と、訂正された納品書を添付している。今タブレットで示されている請願第76号の資料のとおり、結局のところ受領印が訂正されている。書類上は一旦12月8日に受領したことになっていた。

**○佐々木委員**

12月15日に部長が決裁した記録があるが、12月8日付けの受領印で決裁したもののか。

**○参考人（三島氏）**

これは12月8日付けの納品書に同日の受領印を押したものを「納品があり合格とされるか」という起案に添付してある。

12月8日の起案であるため「8日の時点で納品があり、検査を行った結果問題がないので合格とされるか」という内容になっている。本来であれば、8日の時点でこの納品書に記載されている「報告書2部、概要版2部、電子媒体CD-R一式」が納品されていなければならない。しかし、実際には受領していないにもかかわらず8日付けの受領印を押し、1年半以上が経過してから「実は15日であった」と訂正しているのである。

すでに支出も完了している。令和5年12月8日に受領したとして15日に決裁し、令和6年1月10日にコンサルタントに対して約500万円の全額を支出している。しかし、実際は15日に受け取ったのである。14日の時点でコンサルタントが「本日発送予定」とメールしているとおりであり、市側も15日に受け取ったと後から主張している。証拠はないので分からないが、おそらく15日訂正したという以上、15日に受領したのであろう。15日受領となれば明らかな納期遅延が確定するため、本来であれば契約管理課や会計の支出ラインに事実を共有すべきであったが、どのような

判断から共有されなかった。

**○佐々木委員**

契約上の成果物を提出しなければならない日付は、12月8日なのか。

**○参考人（三島氏）**

契約上の納品期限は、調査検討期間である11月末から10日以内と定められている。12月10日が日曜日であったため、市職員はコンサルタントに対し「実質的には12月8日までに納品する必要がある」と複数回メールで送っているため、市とコンサルタントの双方に共通認識があったはずである。しかし、14日になっても届かないため市が問い合わせ、コンサルタントが「本日発送する」と返答した。それに対し市職員は「納品書の日付は12月8日である必要がある」と指示し、コンサルタント側も「日付に留意する」と返信して、12月8日付けの納品書データをメールに添付して送ってきている。つまり、コンサルタントが作成した12月8日付の納品書も事実と異なり、市の受領印も事実と異なるものであった。

**○佐々木委員**

12月15日に訂正したのであれば本来は契約違反になるのでその辺の損害賠償をしてはどうかということか。

**○参考人（三島氏）**

遅延となれば損害賠償等の問題が生じるが、そこは訴訟で争われているため司法の判断を待つことになる。ただ、事務処理として不適切な点があるのなら、議会としてチェックすべきであると考えている。

**○柳楽副委員長**

成果物として、データで送られてきたものを基に検査をされたということだね。

**○参考人（三島氏）**

それは市の主張である。しかし、地方自治法では、契約の履行を確保するため、給付が完了した後にしか法律上の検査はできない。「給付の完了」とは、契約書と業務仕様書に定められている紙媒体の報告書2部、概要版2部、そしてCD-Rが全て納品されることである。成果物そのものを検査しなければならず、作成途中のものを検査することはできない。

仮に検査をした結果、例えば業務仕様書に記載されている事項を満たしていない場合は、やり直しや是正を求めることができるようになっている。それはどの契約書でも同様である。そのため、市はそうした事情を踏まえ、とにかく8日までに概要版と報告書及びCD-Rを納品するよう指示していた。しかし、それは18日になっても届かなかったということである。

したがって、仮に11月末の時点で間に合わないかもしれないという懸念があり、このままでは遅延損害金が発生するためそれを避けたいというのであれば、本来は業者と変更契約を締結し、理由を明記して期間を延長する手続をしておかなければならなかった。それを行わずに8日を期限として指定し、結果として8日に届かなかったにもかかわらず、遅延損害金等が発生すると手続が煩雑になる、あるいは体

裁が悪いと考え、間に合ったことにしようとしたのではないかというのが私の推測である。

( 紹介議員 (森谷議員) から発言の申し出あり )

### ○沖田委員長

紹介議員、どうぞ。

### ○紹介議員 (森谷議員)

76号のところに起案があるが、成果品として添付・添付・省略と書いてあるが、どういうふうに考えれば良いのか。

### ○参考人 (三島氏)

まず、報告書についてであるが、これは8日付けの起案であるため、8日の時点で既に受け取っていた報告書案を印刷し、この起案に添付していたのではないかと推測される。また、報告書の概要版についても、11月末の時点でデータとしてコンサルタントから受け取っていたため、それを印刷して添付したのではないかと考えられる。ただ、3番目のCD-Rについては受け取っていなかったため添付できず、内容の印刷もできないことから、添付省略と記載して起案を通したのだと思われる。

そもそも、この起案には成果品を記載し、「これらの納品があり、検査の結果適切であると考えられるため、合格として受領することとされるか」という決裁を求めているはずである。したがって、この時点で納品が行われておらず、受領していないこと自体が一番の問題である。

つまり、まずそれが運用上の問題である。さらに、検査を適切に行っていれば業務仕様書と照合するはずであり、仕様書に記載されている事項が複数実施されていないことに気付かなければならなかったはずである。しかし、そうした実質的なチェックを行わずに、市長が12月8日に口頭で合格と伝えたと、この顛末書には記載されている。市長が全67ページの報告書と業務仕様書を逐一照合するとは思えないため、結論が自身の満足のいくものであればよしとしたのではないかと推測される。しかし、いずれにしても、業務仕様書と適切に照合しなければならないというのがルールであり、先ほどの浜田市契約規則においても、地方自治法においても同様である。

検査はその照合を行うことが前提となっているため、適切に実施していれば、業務仕様書を満たしていない場合には是正を求めなければならなかった。しかし、未だに要件を満たしていない報告書を用いて議会や市民に対しても説明したままである。さらに、令和7年度の事業として、まだ議会には報告されていないものの、三菱UFJの報告書を基に、基本設計業務をコンサルタントに委託している状況である。

サン・ビレッジ浜田のアイススケート場を機能転用することになっているが、人工芝にするのか体育館にするのかなど、どのように整備するのが良いかについて、三菱UFJの報告書を熟読し、それを前提として業務を行うよう業務仕様書に記載されている。しかし、その前提となる三菱UFJの成果物が業務仕様書を満たして

いないという問題である。検査を行っていけば、こうした点はきちんと指摘できたはずである。それにもかかわらず、業務仕様書を満たしていない箇所が複数ある状態で合格としていることは問題であると考えられる。

この点については、文教厚生委員会でも所管事務調査が行われているため、後ほど議論になるかもしれないが、こうした問題が存在する。

したがって、この請願については、やはり記録を適切に残し、検査調書などに、いつ誰が何を照合し、要求どおりに業務が行われ、業務仕様書を満たしているかという事実が、記録として残っていなければならないということである。

### ○沖田委員長

ほかに質疑はないか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので、参考人の意見聴取はこれにて終了する。三島氏におかれては、長時間にわたり協力に感謝する。

[ 参考人退席 ]

### ○沖田委員長

ただいまの議題 2 の 3 件についても、明日の総務委員会において引き続き審査する予定なので、よろしく願います。

その他、委員から何か確認しておきたいことはあるか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので、以上で議題 2 を終了する。

## 3 その他

### ○沖田委員長

委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

ないようであれば、次回の委員会は、明日 10 時から全員協議会室で開催する。以上で総務委員会を終了する。

[ 17 時 03 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務委員会委員長 沖 田 真 治